文教厚生委員会資料

健康福祉部

■ 報告事項 7件

- 1. 寒波による水道の断水の状況について
- (健康福祉総務課) … 1
- 2. 新型コロナウイルス感染症への対応等について
- (健康福祉総務課) … 2
- 3. 島根県再犯防止推進計画(骨子)について
- (地域福祉課) … 5

4. 令和2年看護職員実態調査について

(医療政策課) … 7

5. 令和2年勤務医師実態調査について

- (医療政策課) … 8
- 6. 第8期島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画における指標設定 について
 - (高齢者福祉課) … 9
- 7. 児童虐待死亡事例検証報告書の概要と県の対応について
 - (青少年家庭課) … 16

【別添資料】

- ○資料1 第8期島根県老人福祉計画·島根県介護保険事業支援計画(素案)
- ○資料2 児童虐待死亡事例検証報告書

寒波による水道の断水の状況について

1. 断水の発生理由

1月7日からの寒波の影響により、民間住宅等において水道管の漏水等が発生。これにより、配水施設の水量が急激に低下したため、断水が発生。

2. 断水の状況、復旧見込(1月13日 16時現在)

市町村名	地区名	断水戸数	復旧見込
浜田市	後野町、長見町	7 3戸	1月14日
川本町	川本、因原 三原、湯谷	34戸	点検調査中
邑南町	日貫	4戸	1月14日
計		111戸	

3. 市町の対応

【共通】

- ・ 各戸に給水袋を配布
- ・漏水箇所を特定するための調査の実施

【浜田市】

・給水車により配水施設へ給水(日本水道協会島根県支部から給水車3台応援)

新型コロナウイルス感染症への対応等について

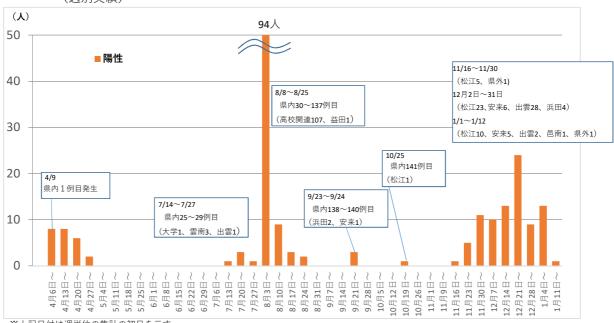
1. 新型コロナウイルス感染症の発生状況等

4月9日に県内で初めて感染者が確認されてから令和3年1月13日までに、計 228人の感染が確認され、212人の方が退院・療養解除されました。

このうち、12月以降では、松江市で33人、安来市で11人、出雲市で30人 浜田市で4人、邑南町1人、県外1人の計80人の感染がされています。

(1) 陽性患者の発生状況(1月13日 10:00時点)

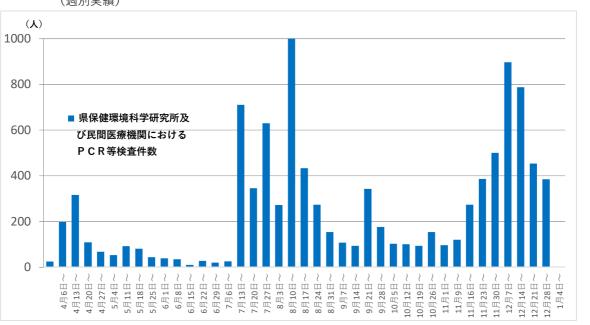
(週別実績)



※上記日付は週単位の集計の初日を示す

(2) PCR等検査の実施状況(1月第1週末時点)

(週別実績)



※上記日付は週単位の集計の初日を示す

2. 相談窓口、診療・検査体制の状況等

※下線は12/8 常任委員会報告からの変更箇所

(1) インフルエンザ流行に備えた相談・診療・検査体制(11/1~)

今冬のインフルエンザの流行に備え、新型コロナウイルス感染症も含めた相談・診療・ 検査が地域で適切に受けられるよう、11月1日から、発熱などの症状がある患者は保健所 に相談することなく、かかりつけ医などの地域で身近な医療機関に直接電話し、診療等が 受けられる体制としています。



① 相談体制

- ・発熱患者等は、かかりつけ医がいる場合、受診前に電話し、診療・検査へ (かかりつけ医が発熱患者に対応していない場合は、「しまね健康相談コールセンター」へ連絡)
- ・また、かかりつけ医がいない場合や受診に迷う場合などは、「しまね健康相談コール センター」へ連絡し、検査・診療が可能な医療機関の案内を受け、診療・検査へ (なお、感染リスクの高いと思われる方については、コールセンターは管轄の保健所につなぐ)

② 診療体制 (診療・検査医療機関)

- ・かかりつけ医などの身近な医療機関を「診療・検査医療機関」として県が指定
- ・従来の帰国者・接触者外来 22 医療機関を含め、これまでに 2 4 0 医療機関を 指定(1/13 現在) ※前回の報告から+22 件

③ 検査体制

ア 県保健環境科学研究所

- ・PCR検査実施可能件数: 11月~ 144検体
- ・抗原定量検査機器(ルミパルス)の追加整備 8月末

イ 地域外来・検査センター

- ・松江地域検査センター(松江医師会)(10/31 開設)
- ・出雲、<u>浜田</u>、益田、隠岐にも地域外来検査センターを設置 (11/1 から順次開設) ※検査の集中による混乱回避のため、設置場所は非公表

3. 医療提供に係る対策

(1)島根県広域入院調整本部の設置(3/26~)

・県内における新型コロナウイルス感染症患者の増加に備え、入院医療を全県単位で 一元的に調整することにより、医療提供体制を強化

(2) 病床確保計画の策定(7/9)

感染症対策と一般医療が両立できる医療提供体制の構築を図るため、「新たな患者 推計に基づく病床確保計画」を策定

- ・最大ピーク時の患者総数 208 人、そのうち入院患者数は 147 人(うち重症患者は 21 人)と推計
- ・確保病床 253 床を 5 段階に区分し、即応病床 100 床を常時確保した上で、患者の 発生状況に応じ、順次、対応病床を増床

(3) 病床の確保・使用状況

253床(感染症病床30床 + 一般病床223床)(1/13 10:00 時点)

単位:床、人、%

県内確保		入院患者数	病床使用率		
病床数 (A)	即応病床 (B)	(C)	確保病床 (C/A)	即応病床 (C/B)	
253床	161床	19人	7.9%	12. 4%	

(4) 軽症者等の宿泊療養

患者の増加に備え、軽症者や無症状者の療養のための宿泊施設として98室を確保

- ・玉造国際ホテル Rivage Choraku (松江市・45室)
- ・島根県立青少年の家「サンレイク」(出雲市・33室)
- ・島根県立少年自然の家(江津市・20室)

(今後、宿泊療養専用のプレハブ施設をリースにより整備予定)

4. ワクチン接種の推進体制

国はワクチン接種の開始に向けて準備を進めており、県では実施主体となる市町村の 支援等のため、健康福祉部内に「ワクチン接種支援班」を設置(1/14~)

文教厚生委員会資料 令和3年1月14日 健康福祉部地域福祉課

島根県再犯防止推進計画(骨子)について

1 計画策定の趣旨

「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号、以下「再犯防止推進法」という。)において、国との適切な役割分担を踏まえた施策の実施や地方再犯防止推進計画の策定が定められたことを受け、地域の実情に応じた施策に取り組むため、本計画を策定する。

2 計画の位置づけ

再犯防止推進法第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」として策定

3 計画の期間

令和3年6月~令和8年3月(5年間)

4 計画に基づく再犯防止施策の対象者

起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行の ある少年又は非行少年であった者で、本県において、就労、住居の確保や保健 医療福祉サービス、修学等の支援が必要な者

5 計画の骨子

- (1) 基本方針
 - ①地域における「息の長い支援」
 - ②支援者間の連携、協働
 - ③民間協力者の理解、支援活動の促進

(2) 重点課題

- ①就労・住居の確保等
- ②保健医療・福祉サービス利用の促進等
- ③子どもの非行防止と健全育成、学校等と連携した修学支援の実施等
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥国・民間団体等との連携強化等

(3) 成果指標

刑法犯検挙者中の再犯者率

6 計画の構成(案)

第1章 計画の基本的な考え方 1 計画策定の趣旨 2 計画の位置づけ 3 計画の期間 4 再犯防止施策の対象者 第2章 基本方針・重点課題及び成果指標 1 基本方針 2 重点課題 3 成果指標 第3章 島根県における再犯防止を取り巻く状況 第4章 今後取り組んでいく施策 1 就労・住居の確保等のための取組 (1) 就労の確保 (2) 住居の確保 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組 (1) 高齢者又は障がい者等への支援等 (2) 薬物依存等を有する者への支援等 3 子どもの非行防止と健全育成、学校等と連携した修学支援の実施等のための取組 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組 5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組 (1) 民間協力者の活動の促進等 (2) 広報・啓発活動の推進等 6 国・民間団体等との連携強化等のための取組 第5章 推進体制

7 計画策定スケジュール

(令和2年8月に策定委員会を設置し、これまで2回委員会を開催)

令和3年 2月 第3回策定委員会(素案審議)

令和3年 3月 常任委員会へ素案報告

令和3年 4月 パブリックコメントの実施

令和3年 5月 第4回策定委員会(計画案審議)

令和3年 6月 常任委員会へ報告

令和3年 6月 施行

令和2年 看護職員実態調査について

1 調査の目的

島根県における看護職員確保対策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の概要

(1) 調査期日:令和2年10月1日現在(2) 調査対象:県内に所在する47病院

(3) 回答状況: 47病院

(4) 調査条件

・「必要数」は、現行の診療体制を基本とし、令和3年4月1日に必要な人員とした。

・「現員数」は、調査期日現在の人員とし、非正規雇用職員については常勤換算とした。 なお現員数は、出産・育児休暇者、長期研修者等を除く。

3 調査結果の概要

(1)必要数・現員数・充足率

①必要数 : 6,488.1人(前年比 △1.2人)
②現員数 : 6,239.9人(前年比 △17.6人)
③差引不足数 : 248.2人(前年比 +16.4人)
④充足率 : 96.2%(前年比 △0.2ポイント)

区分	年	全県	松江	雲南	出雲	大田	浜田	益田	隠岐
> N//	R1	6, 489. 3	2, 245. 7	392. 4	2, 067. 5	328. 5	720.3	592. 5	142. 4
必要数 (人)	R2	6, 488. 1	2, 195. 6	388. 2	2, 118. 4	334. 6	725.8	585. 1	140. 4
() ()	増減	△ 1.2	△ 50.1	△ 4.2	50. 9	6. 1	5. 5	△ 7.4	△ 2.0
	R1	6, 257. 5	2, 164. 6	366. 9	1, 984. 3	309.0	717. 7	580. 9	134. 1
現員数 (人)	R2	6, 239. 9	2, 173. 1	362. 7	1, 980. 9	321.0	705. 1	564. 7	132. 4
() ()	増減	△ 17.6	8. 5	△ 4.2	△ 3.4	12.0	△ 12.6	△ 16.2	△ 1.7
	R1	96.4%	96.4%	93.5%	96.0%	94.1%	99.6%	98.0%	94. 2%
充足率 (%)	R2	96. 2%	99.0%	93.4%	93. 5%	95. 9%	97. 1%	96. 5%	94. 3%
(,0)	増減	△ 0.2%	2.6%	△ 0.1%	△ 2.5%	1.8%	△ 2.5%	△ 1.5%	0.1%

(2) 採用数(H31.4.1~R2.3.31)(正規雇用)

採用数 : 497人(前年比△34人) うち新卒者275人(前年比△43人) ※病院の採用計画に対する実績 94.8%(前年比±0ポイント)

(3) 退職者数·離職率(H31.4.1~R2.3.31)(正規雇用)

退職者数 : 427人(前年比△8人) うち新卒者 14人(前年比△1人)

離職率 : 7. 0% (前年比△0.1ポイント) うち新卒者5. 1% (前年比+0.4ポイント)

令和2年 勤務医師実態調査について

1. 調査の目的

医師の地域や診療科の偏在をはじめ、深刻化する医師不足の実態を把握することにより、今後の島根 県における医師確保対策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の概要

(1) 調査期日:令和2年10月1日現在

(2) 調査対象: 県内に所在する病院(47)及び公立診療所(45)

(3) 回答状况: 47病院、45公立診療所

(4) 調査条件

・「必要数」は、現行の診療体制を基本とし、令和3年4月1日に必要な人員とした。

・「現員数」は、調査期日現在の人員とし、非常勤医師については、1週間の当該施設の医師の通常 の勤務時間から常勤換算とした。(初期臨床研修医及び休職者は除く。)

3. 調査結果の概要

(1) 常勤医師の人数・・・1,206人(前年比+32人)

(単位:人)

年	全県	松江	雲南	出雲	大田	浜田	益田	隠岐
R1	1,174	344	39	541	57	94	70	29
R2	1,206	348	43	560	62	88	78	27
増減	32	4	4	19	5	 6	8	▲ 2

(2) 勤務医師の充足率

※島根大学医学部附属病院は、医育機関のため充足率の集計の対象外としている。

① 必要数: 1,268.6人(前年比 +1.4人)

② 現員数: 1,041.4人(前年比+28.9人)

③ 充足率: 82.1% (前年比 +2.2ポイント) (3.4%)

(単位:人・%)

区分	年	全県	松江	雲南	出雲	大田	浜田	益田	隠岐
	R1	1,267.2	472.5	83.3	306.0	95.4	152.0	120.0	38.0
必要数	R2	1,268.6	465.5	84.7	311.3	96.4	148.3	124.0	38.4
	増減	1.4	▲ 7.0	1.4	5.3	1.0	▲ 3.7	4.0	0.4
	R1	1,012.5	392.3	59.7	245.4	71.6	119.1	89.7	34.7
現員数	R2	1,041.4	396.4	62.5	257.2	77.0	114.5	99.0	34.8
	増減	28.9	4.1	2.8	11.8	5.4	▲ 4.6	9.3	0.1
	R1	79.9%	83.0%	71.7%	80.2%	75.1%	78.4%	74.8%	91.3%
充足率	R2	82.1%	85.2%	73.8%	82.6%	79.9%	77.2%	79.8%	90.6%
	増減	2.2%	2.2%	2.1%	2.4%	4.8%	▲ 1.2 %	5.0%	▲0.7 %

診療科別では、眼科 (68.6%)、耳鼻咽喉科 (64.4%)、リハビリテーション科 (65.2%) の充足率が低く、二次医療圏別では、耳鼻咽喉科で益田 (19.0%) が極めて低い。

(3) 女性医師の割合・・・常勤医師に占める割合は、21.6%(前年比+0.5ポイント)

第8期島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画における 指標設定について

1 本計画における指標設定について

(1) 指標設定の趣旨

○第8期島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画では、総合目標を「誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現」とし、それに向け、地域包括ケアを推進するための6つの「重点推進事項」を定めている。

【第8期計画における重点推進事項】

1 介護予防の推進と高齢者の社会参加

2 生活支援の充実

3 適正な介護サービスと住まいの確保

4 介護人材確保・介護現場革新

5 医療との連携

6 認知症施策の推進

- ○重点推進事項については、各事項ごとに目標(目指すべき姿)を定め、その目指すべき姿に向けて、具体的な施策(取組み)を実施していく。また、各施策(取組み)を推進していくことで、計画全体としての目標(目指すべき姿)の実現につなげていく。
- ○総合目標及び各重点推進事項について、適切な指標を設定し進捗状況を管理すると ともに、本計画の達成状況の評価につなげていく。

(2) 具体的な目標と指標

○別添資料のとおり

※島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画策定委員会にて審議 (令和2年12月15日)

2 今後のスケジュール

令和3年 1月~2月 パブリックコメント (1か月間)

令和3年3月 文教厚生委員会へ報告

3月 計画策定委員会(計画案審議)

【参考:第7期計画目標】

指標		現状	目標	把握方法
65 歳平均自				島根県健康指標データベースシ
立期間	男	17. 46 年	18.69年	ステム (SHIDS)
				【現状】
				H23~H27 年 5 年平均値
	女	20.92年	21.06年	【目標】
				H29~H33 年 5 年平均値
介護給付適正化主要				
5事業のうち3事業 以上取り組む保険者 数				保険者への照会により把握
		8 保険者	11 保険者	【現状】平成 29 年度末
				【目標】平成 32 年度末

《総合目標》 誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現

各重点推進事項ごとの目標

重点推進事項1

介護予防の推進と高齢者の社会参加

高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせる

重点推進事項2

生活支援の充実

住民どうしが支え 合いながら誰もが 安心して暮らせる 重点推進事項3

適正な介護サービスと住まいの確保

要介護状態になった場合に必要なサービスを安心して受けることができる

重点推進事項4

介護人材確保· 介護現場革新

介護人材の確保や 介護職場の業務効 率化によって介護 サービスの質を維 持・向上する 重点推進事項5

医療との連携

当人の状態に応じ て必要な医療と介 護のサービスが切 れ目なく提供され ス 重点推進事項6

認知症施策の推進

認知症の人ができ る限り住み慣れた 地域で自分らしく 暮らし続けられる

適切な指標設定により施策の実施状況を評価

各重点推進事項に対応した様々な施策の実施

地域包括ケアの推進 【第4章】

《総合目標》誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現

進捗を測る指標

【65歳平均自立期間】

《現状》 5 年平均値(H25~H29)(男) 17.76 年 (女) 21.05 年 《目標》 5 年平均値(H29~R3)(男) 18.69 年 (女) 21.06 年

【喜びや生きがいを感じている高齢者の割合】

(※県政世論調査で「現在喜びや生きがいを感じているものがある」と回答した70歳以上の者の割合)

《現状》84.2% (R 元年度)

《目標》90%

【保険者機能強化推進交付金評価指数が全国平均値を上回る市町村数】

《現状》14 市町村(R2年度)

《目標》19 市町村

介護予防の推進と高齢者の社会参加 【第5章】 重点推進事項1

目標(目指すべき姿)

高齢者が住み慣れた 地域で健康でいきい きと暮らせる

計画に記載する対策と進捗を測る指標

○要介護状態になることを遅らせるための地域における介護予防の取組みの充実(関連項番: 2)

【指標:通いの場への参加率(週1回以上)】

《現状》3.5% (H30年度) 《目標》4.0%

○専門職の派遣等、多職種連携による重症化予防や自立支援の取組みの推進(関連項番:2,3)

【指標:地域ケア会議に専門職が参加している市町村数】

(※「運動機能の向上に関与する専門職」「食支援・口腔機能の向上に関与する専門職」いずれの専門職も参加)

《現状》13 市町村(R元年度) 《目標》19 市町村

○高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進(関連項番:4)

【指標:実践活動などに取り組んでいる高齢者の割合】

(※県政世論調査で「地域の課題解決やまちづくりに関する講演会・研修会に参加したり、地域で実践活動に

取り組んでいると回答した70歳以上の者の割合」)

《現状》39.4% (R 元年度) 《目標》50%

重点推進事項2 生活支援の充実 【第6章】

目標(目指すべき姿)

住民どうしが支え合 いながら誰もが安心 して暮らせる

計画に記載する対策と進捗を測る指標

○多様な主体が参画した地域の支え合いの体制づくり(関連項番:2)

【指標:介護予防・日常生活支援総合事業のうち住民主体による支援に取り組む市町村数】

《現状》 3 市町村 (R2年度) 《目標》10 市町村

○多様な主体が参画した地域の移動支援(関連項番:2)

【指標:介護予防・日常生活支援総合事業のうち移動支援に取り組む市町村数】

《現状》 3 市町村(R 2 年度) 《目標》10 市町村

○日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進(関連項番: 2)

【指標:第2層生活支援コーディネーターが配置されている日常生活圏域の割合】

《現状》54% (R2年度)

《目標》100%

重点推進事項3 適正な介護サービスと住まいの確保 【第7章】

目標(目指すべき姿)

要介護状態になった 場合に必要なサービ スを安心して受ける ことができる

計画に記載する対策と進捗を測る指標

○介護が必要な方がサービスを受けることのできる提供体制の整備(関連項番:2,3,5)

【指標:要介護者の在宅・居住系サービス受給率】

(※要介護3~5のサービス利用者のうち在宅・居住系サービスを利用している者の割合)

《現状》51.7% (R元年度) 《目標》52.0%

○サービスの質の維持・向上のための給付適正化の取組み(関連項番: 4. 7)

【指標:ケアプラン点検の実施率が全国上位5割に入る保険者数】

《現状》 5 保険者 (R2年度) 《目標》11 保険者

○介護サービス事業所における災害や感染症対策の支援(関連項番: 6)

【指標:事業所における事業継続計画 (BCP) の策定率】

《現状》(参考値)11%(R2.6月県高齢者福祉課調査)※施設系および居住系サービス(485カ所)対象に実施。 《目標》100%

重点推准事項4 介護人材確保・介護現場革新 【第8章】

目標(目指すべき姿)

介護人材の確保や介 護職場の業務効率化 によって介護サービ スの質を維持・向上す

計画に記載する対策と進捗を測る指標

○介護職員の人材確保(関連項番:2.3,4)

【指標:介護職員数】

《現状》15,878人(H30年度) 《目標》※8期に向け、今後国が示す推計シートにより設定

○多様な人材の確保のための研修等の実施(関連項番:3)

【指標:入門的研修受講者のうち就労した人数】

《現状》 9 人 (R 元年度) 《目標》 30 人増 (R 3 ~ R 5 年度累計)

○介護職員の負担軽減やサービスの質の向上のための介護ロボットやICT導入(関連項番:5)

【指標:県の補助金を活用して新たに介護ロボット、ICTを導入した事業所数】

《現状》40 事業所(R 元年度末) 《目標》60 事業所増(R 3~R 5 年度累計)

重点推進事項5 医療との連携 【第9章】

目標(目指すべき姿)

当人の状態に応じて 必要な医療と介護の サービスが切れ目な く提供される

計画に記載する対策と進捗を測る指標

○切れ目のない在宅医療・介護連携体制の確保(関連項番:2)

【指標:診療報酬における入退院支援加算1の算定件数】

《現状》1,488 件/月平均(H30 年度) 《目標》 2,488 件/月平均

【指標:病院・診療所以外での死亡割合】

《現状》28.5% (R 元年度) 《目標》30%

○訪問看護の総合的な推進(関連項番:4)

【指標:訪問看護師数(常勤換算)】

《現狀》412.5人(R元年度) 《目標》475人

重点推進事項6 認知症施策の推進 【第10章】

目標(目指すべき姿)

認知症の人ができる 限り住み慣れた地域 で自分らしく暮らし 続けられる

計画に記載する対策と進捗を測る指標

○認知症についての普及啓発(関連項番:3)

【指標:認知症サポーターを名簿登録している市町村数】

《現状》 9 市町村 (R 2 年度) 《目標》 19 市町村

○認知症の人が安心して暮らし続けられる地域づくり(関連項番:3,4)

【指標:本人ミーティングが実施されている市町村数】

《現状》 0 市町村 (R 元年度末) 《目標》 5 市町村

【指標:認知症カフェ(オレンジカフェ)の設置数】

《現状》50 カ所 (R 元年度末) 《目標》60 カ所

児童虐待死亡事例検証報告書の概要と県の対応について

I 検<u>証報告書の概要</u>

1 検証について

(1) 検証の目的

令和元年12月2日に発生した、安来市内で母親が男児との無理心中を図ったと思われる事例について、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項の規定に基づき、当該事例の分析を行うとともに、児童虐待の再発防止等のために必要な事項について検証を行った。

(2) 検証の方法

島根県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会(委員7名)において事例の検証を実施。(開催回数計11回)

検証にあたっては、関係機関からのヒアリングや記録の収集等により確認した事 実関係から、課題を抽出し、再発防止策を検討のうえ、県への提言として整理され た。

2 ケースの概要及び経過

(1) ケースの概要

虐待により児童相談所が小4男児を一時保護していたが、関係機関等との協議を 経て、在宅支援サービスの構築等を行い、令和元年11月25日に帰宅させた。

1週間後の12月2日、自宅で母親と男児が血を流して倒れているのが発見され、 男児の死亡を確認。母親は意識不明の重体で病院へ救急搬送された。(同年12月 18日に搬送先の病院で死亡)

(2) 世帯構成(事件発生当時)

実父(入院中)、実母、長男の3人世帯

(3) ケースの経過概要

- R1.9.9 市へ児童虐待を懸念する連絡あり
 - 9.11 児童相談所が男児を一時保護
 - 10.24 要保護児童対策地域協議会(以後要対協と略記)個別ケース 検討会議にて支援方法等を協議
 - 11.19 要対協個別ケース検討会議にて家庭復帰後の連携等を確認
 - 11.25 男児の一時保護を解除し家庭復帰
 - 12. 2 自宅で本児が死亡しているのを発見

3 検証の視点

- (1) 母親に対する支援のあり方
- (2) 一時保護解除時期の判断
- (3) 医療機関との連携
- (4) 援助機関の連携
- (5) 児童相談所の体制

4 再発防止に向けた提言

- (1) 医療及び他機関との連携強化
 - ・個別ケース検討会議への関係医療機関の参加を積極的に求め、より適切な役割 分担や、支援策の協議等を行うこと
- (2) 個別ケース検討会議のあり方
 - ・開催スケジュールの調整や会議の進行等に留意すること
 - ・子どもを取り巻く家庭環境等にも十分に配慮すること
- (3) 児童相談所、市町村等関係機関職員の自死予防に関する理解の促進
 - ・自死予防に関する専門的な研修の実施や受講をすすめること
- (4) 児童相談所、市町村の体制強化・充実
 - ・組織体制の更なる強化や職員の専門性の向上、余裕を持った人員体制等が必要

Ⅱ 県の対応と今後の方向性

- 1 医療及び他機関との連携強化について
 - ・中央児童相談所には、令和2年4月から正規職員の保健師を配置し、保護者支援 や医療機関との連携強化にあたっている
 - ・児童福祉司、市町村児童相談担当者に受講が義務づけられている専門研修をとおして、特に機関連携の重要性や個別ケース検討会議の運営方法等に対する理解を深めていく
 - ・個別ケース検討会議に医療機関の参加を積極的に呼びかけるよう市町村へ促して いく

2 個別ケース検討会議のあり方について

- ・各市町村児童相談担当課(要対協調整機関)へ報告書を周知し、この事例を元に した各要対協での事例検討を支援し、必要な支援体制整備等を促していく
- ・児童福祉司、市町村児童相談担当者に受講が義務づけられている専門研修をとおして、特に機関連携の重要性や個別ケース検討会議の運営方法等に対する理解を深めていく【再掲】

3 児童相談所、市町村等関係機関職員の自死予防に関する理解の促進について

・今年度から新たに、日本自殺予防学会から講師を招いて、児童相談所や市町村職員を対象にした自死予防に関する研修会を開催することとしている(令和3年2月12日に開催を予定)

4 児童相談所、市町村の体制強化・充実について

- ・専門職である児童福祉司等の増員を今後も継続して行っていく
- ・令和元年度から、本県4カ所の児童相談所全てに警察官OBを配置し、重大な虐待事例について、迅速な対応ができるようにしている
- ・中央児童相談所には、令和2年4月から正規職員の保健師を配置し、保護者支援 や医療機関との連携強化にあたっている【再掲】
- ・中央児童相談所には、令和2年4月から、学校等教育現場の橋渡し役として教員 OBを配置し、教育サイドとの相互理解を深めている
- ・児童福祉司、市町村児童相談担当者に受講が義務づけられている専門研修をとお して、特に機関連携の重要性や個別ケース検討会議の運営方法等に対する理解を深 めていく【再掲】